○内閣府告示第百四十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年五月十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三重銀行
二　住所　三重県四日市市西新地七番八号

○内閣府告示第百四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　京都信用金庫
二　住所　京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町七番地

○内閣府告示第百四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月二十四日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　京都中央信用金庫
二　住所　京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町九十一番地

○内閣府告示第百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月二十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社京都銀行
二　住所　京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町七百番地

○内閣府告示第百四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　淡路信用金庫
二　住所　兵庫県洲本市宇山三丁目五番二十五号

○内閣府告示第百四十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みなと銀行
二　住所　兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目一番一号

○内閣府告示第百五十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社中国銀行
二　住所　岡山県岡山市北区丸の内一丁目十五番二十号

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災に伴う被災地を御訪問のため、七月四日から同月五日まで岩手県へ行幸啓になる。

平成二十五年六月二十五日

宮内庁長官　風岡　典之

○厚生労働省告示第二百十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十六日から適用する。ただし、同月二十五日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十五年六月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

1の生物学的製剤の表インフルエンザＨＡワクチンの項中「635,500円」を「617,400円」に、「808,200円」を「790,100円」に、「262本」を「250本」に、「142本」を「138本」に、「72本」を「70本」に、「11本」を「10本」に、「9本」を「8本」に改める。

2の生物学的製剤の項インフルエンザＨＡワクチンの目中「3.2.5」の次に「、3.2.6」を加え、同項百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（中間段階）の目及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（中間段階）の目中「Ⅸ(24)」を「Ⅸ(25)」に改める。

○農林水産省告示第二千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町三ケ字上松尾一四九三から一四九五まで、字大戸一五六一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上松尾一四九四・一四九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市長浜町出海丙八の二・丙八の九から丙八の一九まで・丙八の二一（以上十三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市長浜町出海丙八の二・丙八の九から丙八の一九まで・丙八の二一（以上十三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町野村一七号一五の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市長浜町出海丙八の二〇・丙八の二三（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　道路用地とするため